

第3次田布施町地域福祉計画

田布施町地域福祉計画
田布施町地域福祉活動計画
田布施町成年後見制度利用促進基本計画

計画期間:令和6(2024)年度～令和11(2029)年度



令和7(2025)年3月

田布施町・田布施町社会福祉協議会

はじめに

今日の地域社会では、急激な少子・超高齢化に伴う人口減少、家族形態やコミュニティの変化など、地域における生活課題が多様化しており、家庭や地域においてお互いが支え合う機能の低下や地域を支える担い手の確保が困難になっている状況があります。



また、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、社会的孤立、8050問題、ヤングケアラーやダブルケア等の複合的な課題が顕在化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが、既存の制度や分野をまたがり複合化・複雑化しています。

このような、複合化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が、日ごろから身近な地域での関わりを通じて相互理解や地域共生の意識を深め、町、地域住民、関係機関等の協働による包括的な支援体制を整備することが必要であると考えています。

これまで、田布施町、田布施町社会福祉協議会においては、平成30（2018）年3月に「第2次田布施町地域福祉計画（田布施町地域福祉計画・田布施町地域福祉活動計画）」を一体的に策定し、ともに連携を図り、田布施町における地域福祉の推進に取り組んできました。この度、社会情勢やこれまでの取組を踏まえ、住民が住み慣れた地域で自分らしく笑顔で元気に生活することができるよう、地域福祉の推進の更なる充実を図るため、「第3次田布施町地域福祉計画（田布施町地域福祉計画・田布施町地域福祉活動計画・田布施町成年後見制度利用促進基本計画）」を策定いたしました。本計画を基に、高齢者や障がいのある方、子どもなどのこれまでの分野別の福祉サービスの垣根を越えて、町の関係部署や地域の関係機関が連携し包括的に支援を行う体制づくりを行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました田布施町地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました皆さま、貴重なご意見やご提言をいただいた多くの町民・関係団体の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後も引き続き本町の福祉行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

田布施町長 東 浩 二

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 地域福祉を取り巻く状況	6
1 人口と世帯の状況	7
2 支援を必要とする人の状況	12
3 地域の活動の状況	15
4 アンケート結果	16
5 第2次計画の取組の状況	24
6 第3次計画に向けた課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	30
2 基本目標	30
3 計画の体系	32
第4章 地域福祉を推進するための取組	33
基本目標1 支え合う地域づくり	34
(1) ふれあいの場や機会の充実	34
(2) とともに支え合い、助け合う人材の育成	35
(3) 人権を尊重する意識づくり	36
(4) 地域がつながり、支え合う体制づくり	37
基本目標2 安心して生活できる地域づくり	38
(1) 福祉サービスの提供の充実	38
(2) 生活困窮者への支援の充実	39
(3) 見守り体制の強化	40
(4) 災害時の支援体制の強化	41
(5) 人にやさしいまちづくりの推進	42
基本目標3 地域共生社会を実現する体制づくり	43
(1) 包括的な支援体制の整備	43
(2) 情報提供体制の充実	44
(3) 権利擁護体制の強化	45

第5章 田布施町成年後見制度利用促進基本計画	46
1 計画の位置づけ	47
2 成年後見制度について	47
3 計画の基本理念	47
4 権利擁護の状況	48
5 計画の取組	49
第6章 計画の推進体制と評価	50
1 計画の推進体制	51
2 計画の評価	51
参考資料	52

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、人口減少や急激な少子・超高齢化、社会経済構造の変化、高度情報ネットワーク化、家族形態やコミュニティの変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景とし、家庭や地域においてお互いが支え合う機能の低下や地域を支える担い手の確保が困難になっている状況があります。

また、社会的孤立等の関係性の貧困が社会的な課題となり、8050問題、ヤングケアラーやダブルケア等の複合的な課題が顕在化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが、既存の制度や分野をまたがり複合化・複雑化しています。

このような、複合化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題を「我が事」として捉えて解決していく住民一人ひとりの意識が重要です。

また、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、持続可能な「地域共生社会」の実現を目指し、町、地域住民、関係機関等の協働による包括的な支援体制を整備することが重要です。

国においては、令和2（2020）年6月の社会福祉法の改正により、市町村の地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備について定める努力義務が規定されました。

これまで、田布施町、田布施町社会福祉協議会においては、平成30（2018）年3月に「第2次田布施町地域福祉計画（田布施町地域福祉計画・田布施町地域福祉活動計画）」を一体的に策定し、ともに連携を図り、田布施町における地域福祉の推進に取り組んできました。この度、社会情勢やこれまでの取組を踏まえ、住民が住み慣れた地域で自分らしく笑顔で元気に生活することができるよう、地域福祉の推進の更なる充実を図るため、「第3次田布施町地域福祉計画（田布施町地域福祉計画・田布施町地域福祉活動計画・田布施町成年後見制度利用促進基本計画）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携を図り、推進することが重要であるため、両計画を一体的に策定しました。また、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、両計画と密接に関連する田布施町成年後見制度利用促進基本計画を今回一体的に策定することとしました。

(1) 法令の根拠

《地域福祉計画》

社会福祉法第4条（※）において、地域住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う者（地域住民等）の三者が互いに尊重し合い共生する地域社会を目指して、地域福祉を推進することが求められており、地域住民や社会福祉事業者が協力し、支援を必要とする人々が地域の一員として日常生活を営むことができるように努めることが強調されています。

また、第6条（※）においては、国、県、市町村の責務として、社会福祉事業者と協力して、福祉サービスの提供体制を確保し、適切な利用を推進するための施策を講じることが求められており、地域課題の解決に向けて包括的に支援を提供する体制整備や、関係施策との連携に努めることが強調されています。

一方、地域福祉計画は、社会福祉法第107条（※）に規定されている市町村地域福祉計画として位置付けられ、田布施町における地域福祉の推進について定めるもので、令和2（2020）年の社会福祉法の改正により、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項についての規定が追加されました。

《地域福祉活動計画》

田布施町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条（※）により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

地域福祉活動計画は、田布施町社会福祉協議会が策定する、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動計画です。

《成年後見制度利用促進基本計画》

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項（※）に基づき、取組方針として、田布施町の基本計画を新たに定めました。

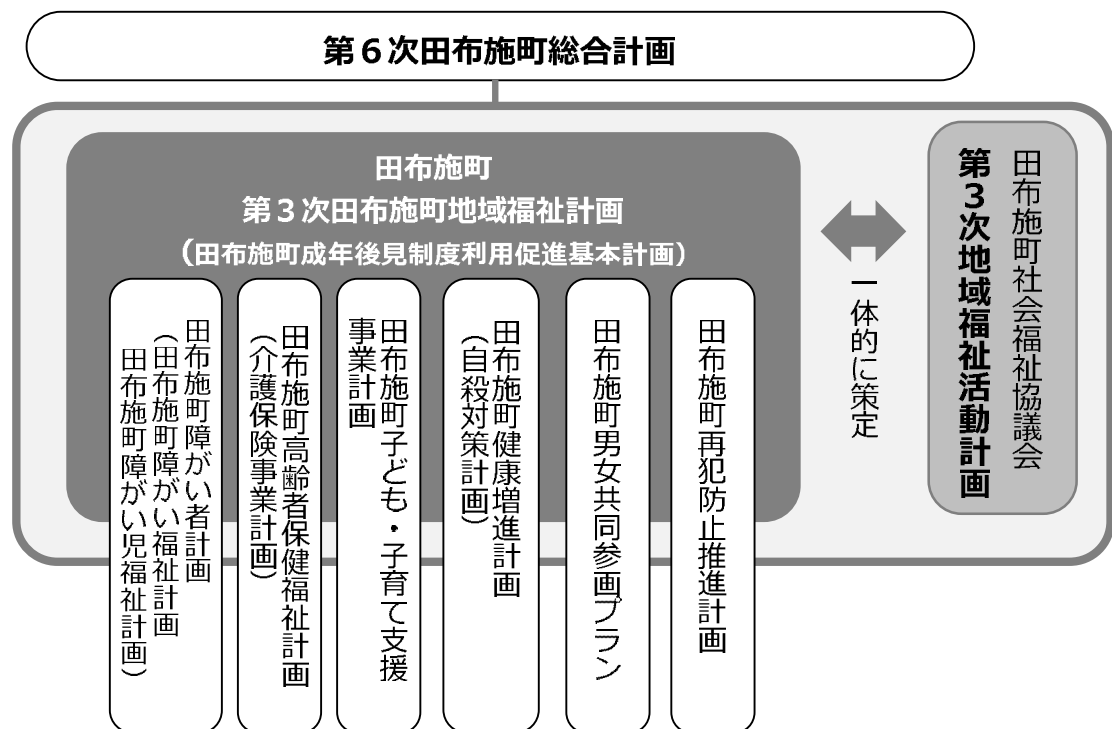
（※） 巻末参考資料に記載

(2) 関連計画との整合性

本計画は、田布施町の最上位計画である「第6次田布施町総合計画」を踏まえ、町の地域福祉を総合的に推進するために策定する計画です。

保健福祉分野の関連する個別計画である「田布施町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「田布施町障がい者計画（田布施町障がい福祉計画・田布施町障がい児福祉計画）」、「田布施町子ども・子育て支援事業計画」、「田布施町健康増進計画（自殺対策計画）」、「田布施町男女共同参画プラン」、「田布施町再犯防止推進計画」等との整合性を図り策定しました。

図表 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他の計画との関係図



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とします。

なお、関連計画との整合性や社会状況の変化への対応のため、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表 本計画の期間

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第2次田布施町地域福祉計画						第3次田布施町地域福祉計画					

4 計画の策定体制

(1) 地域福祉に関する調査の実施

町民の福祉サービスに対するニーズや福祉に関する意識、意向などを把握し、計画に反映させていくためのアンケート調査を実施しました。

対象	田布施町内に居住の20歳以上の町民
調査方法	郵送配付・回収(インターネットによる回答併用)
対象数	1,000人
有効回収数	433人
有効回収率	43.3%

(2) 田布施町地域福祉計画策定委員会での協議

今後の田布施町の地域福祉施策の推進において、より多くの町民の意見を反映させるため、幅広い関係者が参画する「田布施町地域福祉計画策定委員会」において計画を策定しました。

田布施町地域福祉計画策定委員会委員

区 分	所 属	氏 名
保健福祉 及び 医療関係者	田布施医師クラブ	新谷 清
	田布施町民生委員児童委員協議会	中村 享郎
	田布施町社会福祉協議会	亀田 典志
	田布施町心身障害者協議会	今津 邦彦
	社会福祉法人 放光会	出井 真治
	社会福祉法人 施福会	田縁 和明
	社会福祉法人 城南学園	田村 博孝
地域活動団体等 関係者	田布施町青少年健全育成町民会議 田布施町老人クラブ連合会	西本 篤史
	田布施町ボランティア連絡協議会	正地 陽子

(3) パブリックコメントの実施

令和7（2025）年2月14日から3月17日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 人口と世帯の状況

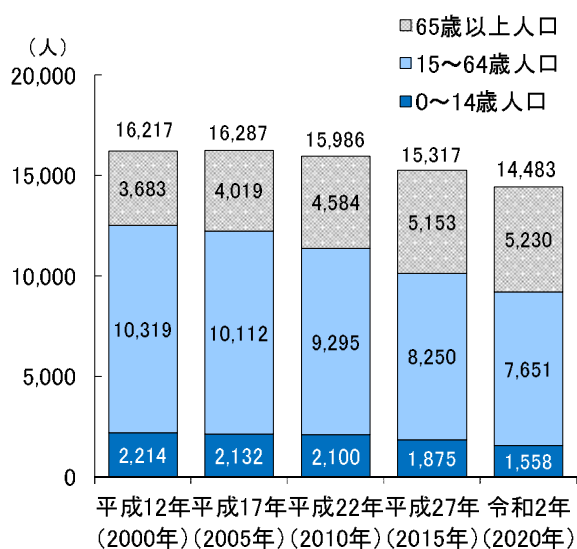
国勢調査による田布施町の人口は減少し続けており、令和2（2020）年の人口は14,483人であり、平成27（2015）年と比較すると5.4%減少しています。

年齢3区分人口を見ると、令和2（2020）年の15～64歳人口は7,651人であり、平成27（2015）年と比較すると7.3%減少、令和2（2020）年の65歳以上の高齢者人口は5,230人であり、平成27（2015）年と比較すると1.5%増加しています。

田布施町の将来の推計人口を見ると、今後も人口は減少し、少子高齢化が進行することが見込まれ、いわゆる団塊の世代ジュニアが高齢者となる令和22（2040）年の高齢化率は45.1%となる見込みです。

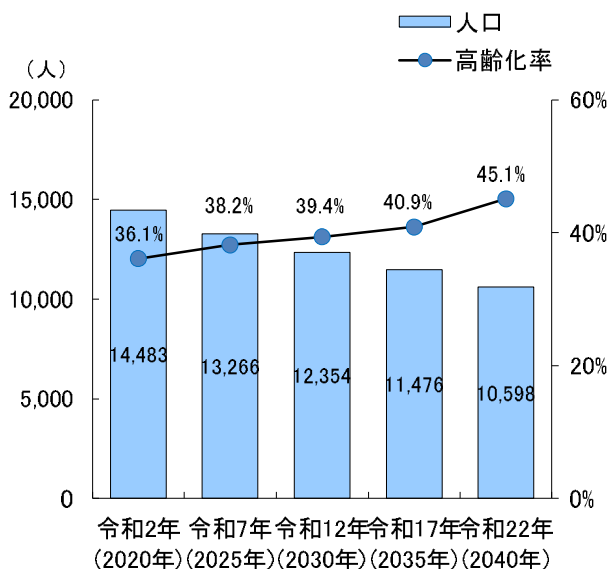
年齢区分人口・高齢化率の推移

図表 年齢3区分別人口の推移



* 人口総数には年齢不詳を含む
資料：国勢調査

図表 推計人口・高齢化率

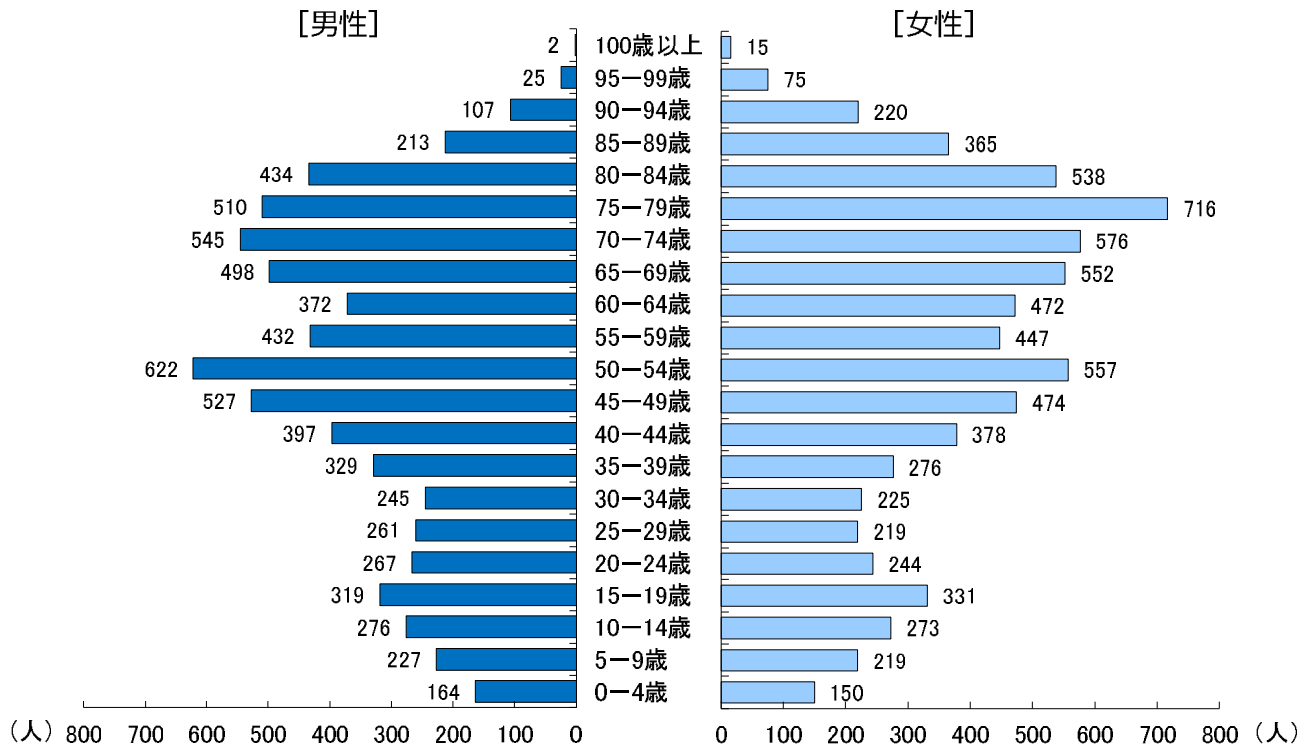


資料：国立社会保障・人口問題研究所令和5年推計

令和6（2024）年9月末現在の住民基本台帳に基づく田布施町の人口構成は、男女ともに65～79歳、50～54歳の人口が多くなっており、40歳未満は少なくなっています。

人口構成

図表 人口ピラミッド



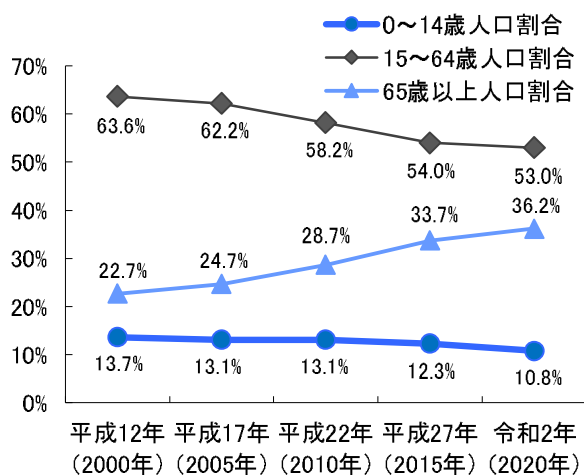
資料：住民基本台帳人口（令和6年9月末現在）

国勢調査による田布施町の年齢3区分別の人口割合は、0～14歳人口割合、15～64歳人口割合は低下し、65歳以上人口割合（高齢化率）は上昇し続けています。

令和2（2020）年の高齢化率は36.2%であり全国、山口県よりも高い値となっています。

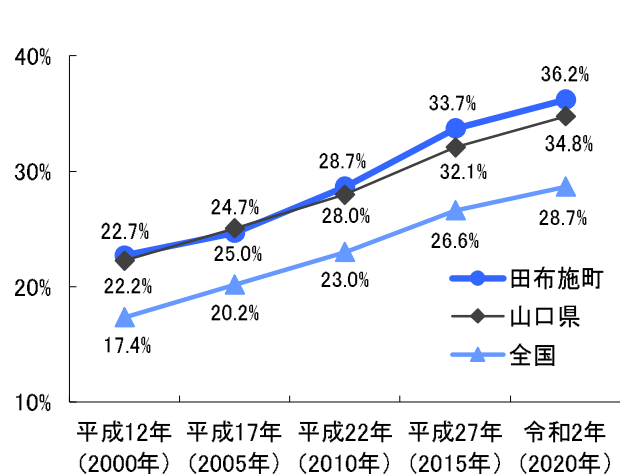
人口割合の推移・国及び県との高齢化率の比較

図表 年齢3区分別人口割合



資料：国勢調査

図表 高齢化率（全国・山口県との比較）



資料：国勢調査

(2) 家族形態の変化

国勢調査による田布施町の総世帯数は平成27(2015)年まで増加していましたが、令和2(2020)年には減少し、5,955世帯となっています。一方、一般世帯の一世帯当たりの人員は減少し続けています。

家族類型別の割合を見ると、親族世帯は低下し、単独世帯が上昇しています。

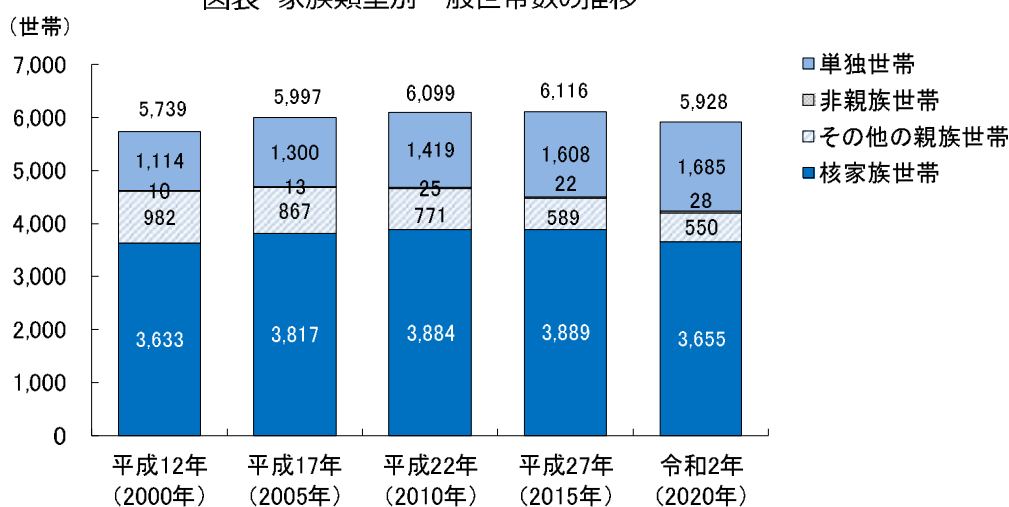
また、親族世帯について見ると、核家族世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯の割合は低下しています。

図表 世帯数及び世帯割合の推移

世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総世帯数(世帯)	5,750	6,028	6,115	6,131	5,955
一般世帯数(世帯) [一世帯当たり人員(人)]	5,739 [2.76]	5,997 [2.64]	6,099 [2.55]	6,116 [2.43]	5,928 [2.36]
親族世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	4,615 [80.4%]	4,684 [78.1%]	4,655 [76.3%]	4,478 [73.3%]	4,205 [71.1%]
核家族世帯数(世帯) [親族世帯に占める割合]	3,633 [78.7%]	3,817 [81.5%]	3,884 [83.4%]	3,889 [86.8%]	3,655 [86.9%]
その他の親族世帯数(世帯) [親族世帯に占める割合]	982 [21.3%]	867 [18.5%]	771 [16.6%]	589 [13.2%]	550 [13.1%]
非親族世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	10 [0.2%]	13 [0.2%]	25 [0.4%]	22 [0.4%]	28 [0.5%]
単独世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	1,114 [19.4%]	1,300 [21.7%]	1,419 [23.3%]	1,608 [26.3%]	1,685 [28.5%]
家族類型不詳世帯数(世帯)	0	0	0	8	10

資料：国勢調査

図表 家族類型別一般世帯数の推移



* 一般世帯数には家族類型不詳を含む

資料：国勢調査

(3) 高齢者世帯の増加

国勢調査による田布施町の高齢者のいる世帯数は増加しており、令和2（2020）年は3,340世帯であり、一般世帯に占める割合は56.3%となっています。

また、令和2（2020）年の高齢者単独世帯は941世帯であり、一般世帯に占める割合は28.2%となっています。

図表 高齢者世帯数及び世帯割合の推移

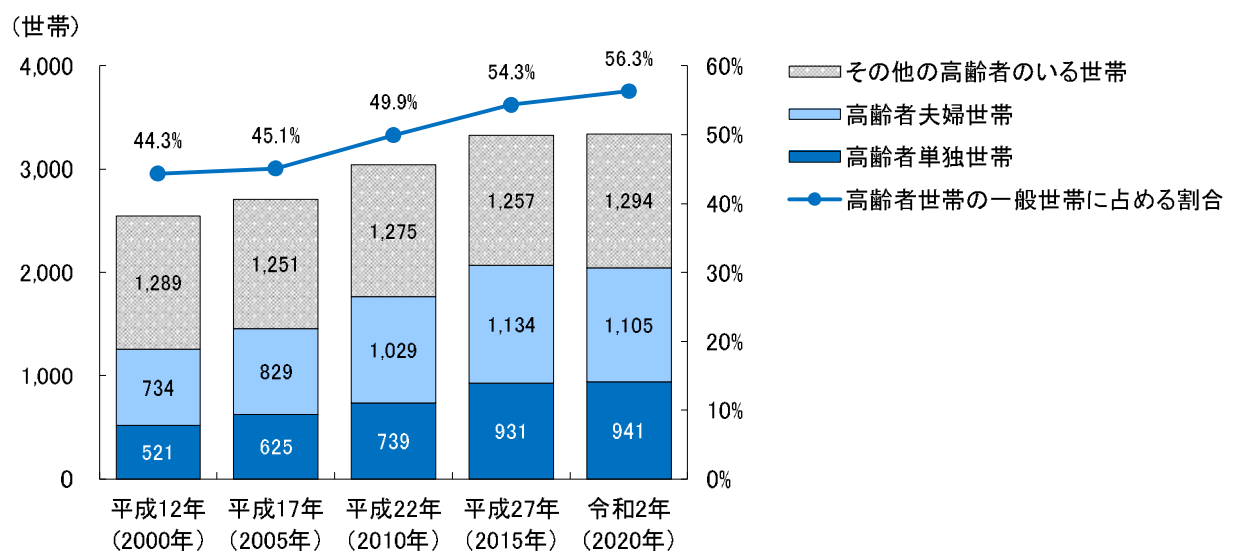
世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
高齢者のいる一般世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	2,544 [44.3%]	2,705 [45.1%]	3,043 [49.9%]	3,322 [54.3%]	3,340 [56.3%]
高齢者単独世帯数(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	521 [20.4%]	625 [23.1%]	739 [24.3%]	931 [28.0%]	941 [28.2%]
高齢者夫婦世帯数(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	734 [28.9%]	829 [30.6%]	1,029 [33.8%]	1,134 [34.1%]	1,105 [33.1%]
その他の高齢者のいる世帯数(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	1,289 [50.7%]	1,251 [46.2%]	1,275 [41.9%]	1,257 [37.8%]	1,294 [38.7%]

* 高齢者のいる世帯：平成17年までは「65歳以上親族のいる世帯」、平成22年からは「65歳以上世帯員のいる世帯」

* 高齢者夫婦世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

図表 家族類型別高齢者世帯数及び世帯割合の推移



資料：国勢調査

(4) 6歳未満の子どものいる世帯の減少

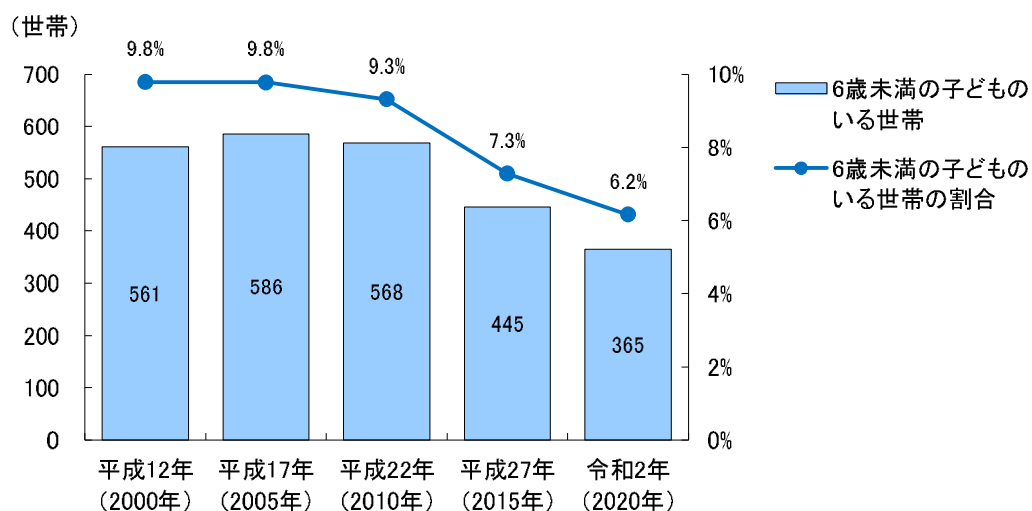
田布施町の6歳未満の子どものいる世帯数は減少し続けており、令和2（2020）年の国勢調査の結果では365世帯であり、平成27（2015）年と比較すると18.0%減少しています。

図表 6歳未満の子どものいる世帯数及び世帯割合の推移

世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
6歳未満の子どものいる世帯数（世帯） [一般世帯に占める割合]	561 [9.8%]	586 [9.8%]	568 [9.3%]	445 [7.3%]	365 [6.2%]

資料：国勢調査

図表 6歳未満の子どものいる世帯数及び世帯割合の推移



資料：国勢調査

2 支援を必要とする人の状況

(1) ひとり親世帯の状況

国勢調査による令和2（2020）年の田布施町の母子世帯数は63世帯であり、平成27（2015）年以降減少しており、一般世帯に占める割合も低下しています。

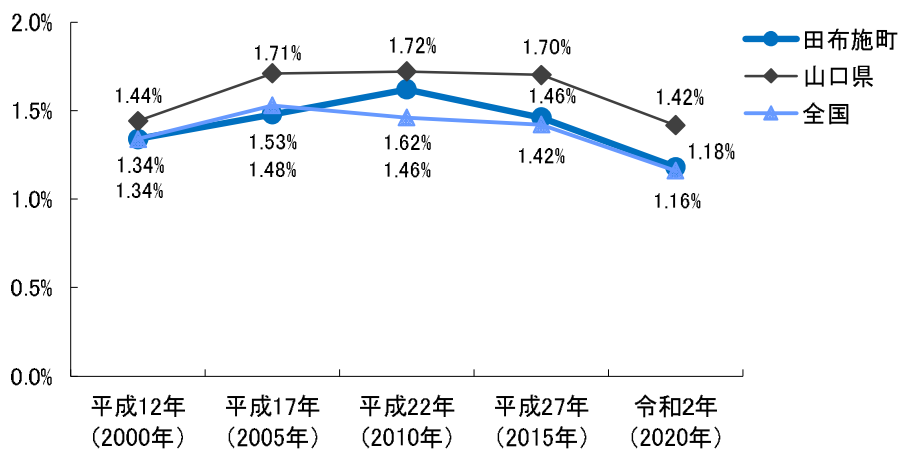
また、母子・父子世帯割合は、全国と同様の値となっています。

図表 母子世帯・父子世帯数及び世帯割合の推移

世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	70 [1.22%]	85 [1.42%]	88 [1.44%]	79 [1.29%]	63 [1.06%]
6歳未満の子どもがいる世帯数 (世帯)	21	21	17	7	7
父子世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	7 [0.12%]	4 [0.07%]	11 [0.18%]	10 [0.16%]	7 [0.12%]
6歳未満の子どもがいる世帯数 (世帯)	1	0	0	0	0

資料：国勢調査

図表 母子・父子世帯割合の推移（全国・山口県との比較）



資料：国勢調査

18歳以下の児童を監護している母子・父子家庭の母、父または養育者を対象とした給付である児童扶養手当の支給世帯数は、令和5（2023）年度は111世帯であり、おおむね横ばいとなっています。

図表 児童扶養手当支給状況の推移

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
世帯数（世帯）	103	112	106	106	111

資料：田布施町（各年度4月1日現在）

(2) 生活困窮の状況

生活保護世帯数は50世帯台で推移しており、令和5（2023）年は51世帯、保護率は4.2‰（※）となっています。

図表 生活保護世帯数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
世帯数（世帯）	57	52	58	52	51
人数（人）	69	66	69	60	60
保護率（‰）	4.6	4.4	4.7	4.2	4.2

※‰：パーミル記号で千分率を表す。

資料：田布施町（各年4月1日現在）

(3) 障がい者等の状況

身体障害者手帳所持者は令和3（2021）年まで600人台で推移していましたが、令和4（2022）年から500人台に減少しています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
身体障害者手帳 所持者数（人）	624	631	620	577	576

資料：田布施町（各年4月1日現在）

療育手帳所持者は140人台から150人台で推移しています。

図表 療育手帳所持者数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
療育手帳 所持者数（人）	144	150	149	153	155

資料：田布施町（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数（人）	93	94	100	105	113

資料：田布施町（各年4月1日現在）

指定難病の患者は増加傾向にありましたが、令和4（2022）年に減少し、令和5（2023）年に再び増加しています。

図表 難病患者数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
難病患者数（人） [指定難病受給者証所持者]	128	138	139	135	149

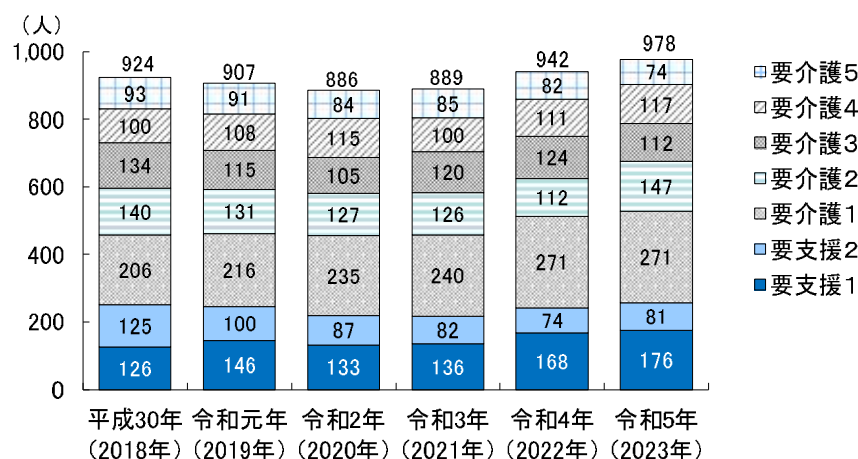
資料：田布施町（各年4月1日現在）

（４）要介護・要支援認定者の状況

令和5（2023）年の要介護・要支援認定者は978人であり、令和3（2021）年以降増加傾向にあります。

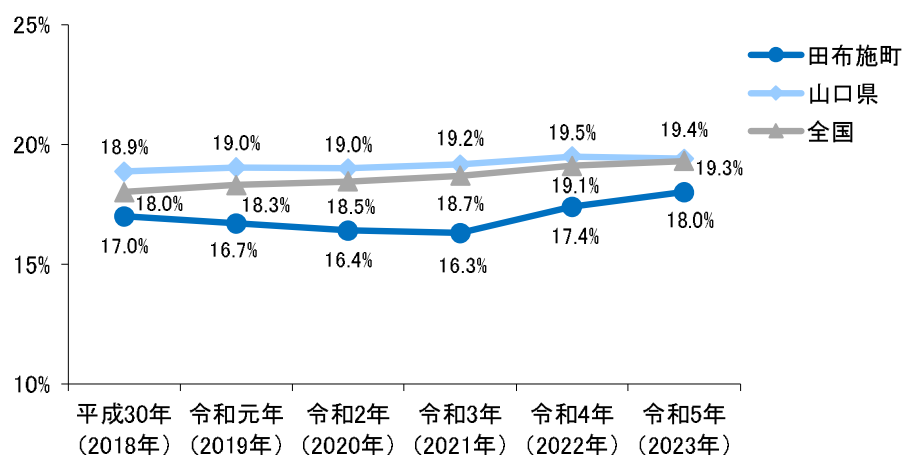
また、令和5（2023）年の要介護認定率（要介護・要支援認定者の第1号被保険者に占める割合）は18.0%であり、全国、山口県よりも低くなっています。

図表 要介護・要支援認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

図表 要介護・要支援認定率の推移（全国・山口県との比較）



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

3 地域の活動の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の定数は44人であり、令和5（2023）年は1名欠員の状況です。

図表 民生委員・児童委員数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
民生委員・児童委員数（人）	44	44	44	44	43

資料：田布施町（各年3月31日現在）

(2) 自治会

世帯加入率は減少傾向にあります。

図表 自治会数・自治会に所属する世帯数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
自治会数	74	74	74	73	73
自治会に所属する世帯数（世帯）	5,176	5,139	5,095	5,204	4,998
住民基本台帳世帯数（世帯）	7,013	7,014	7,028	6,988	6,948
世帯加入率（％）	73.8	73.3	72.5	74.5	71.9

資料：田布施町（自治会世帯数：各年4月1日現在
住民基本台帳世帯数：前年度末現在）

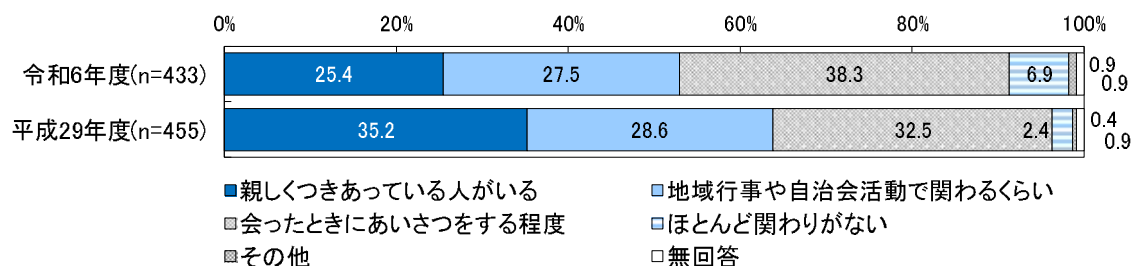
4 アンケート結果

(1) 地域の支え合い

ア. 近所づきあいの状況

近所の人とのつきあいについて、「親しくつきあっている人がある」と回答した割合が25.4%であり、前回調査結果と比較すると低下しています。

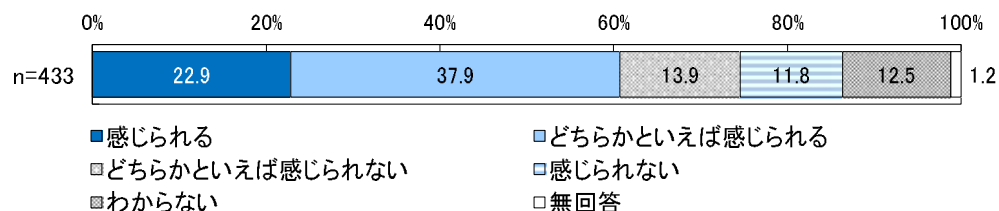
図表 近所の人とのつきあいの程度（前回調査結果との比較）



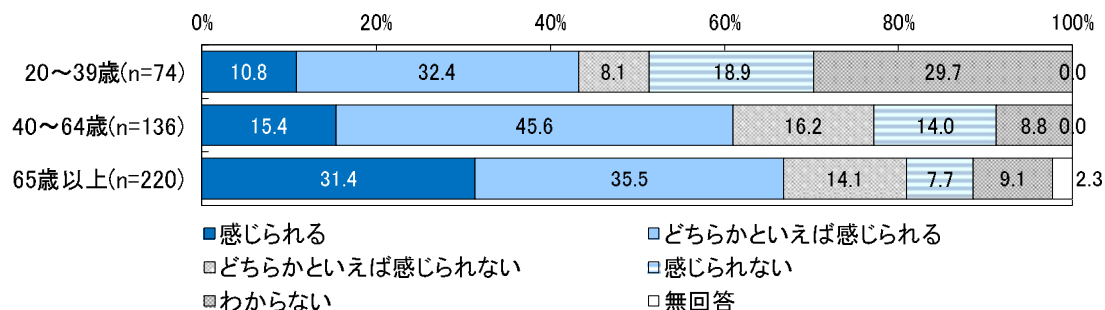
イ. 地域における支え合いの状況

地域における支え合いが『感じられる』（「感じられる」＋「どちらかといえば感じられる」）と回答した割合は60.8%となっており、若い世代で低くなっています。

図表 地域における支え合いの感じ方



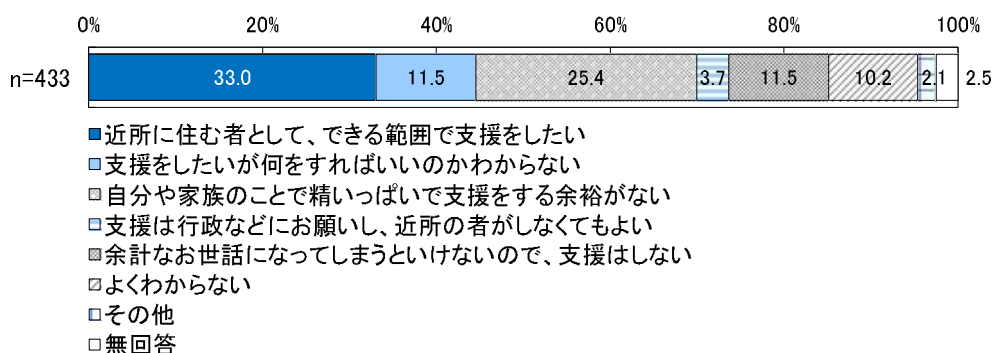
図表 地域における支え合いの感じ方（年齢別）



ウ. 支援を必要としている人への手助け

支援を必要としている人への手助けについて、「近所に住む者として、できる範囲で支援をしたい」と回答した割合が33.0%、「支援をしたいが何をすればいいのかわからない」と回答した割合が11.5%となっており、4割を超える人が支援をしたいと考えています。

図表 支援を必要としている人への手助け

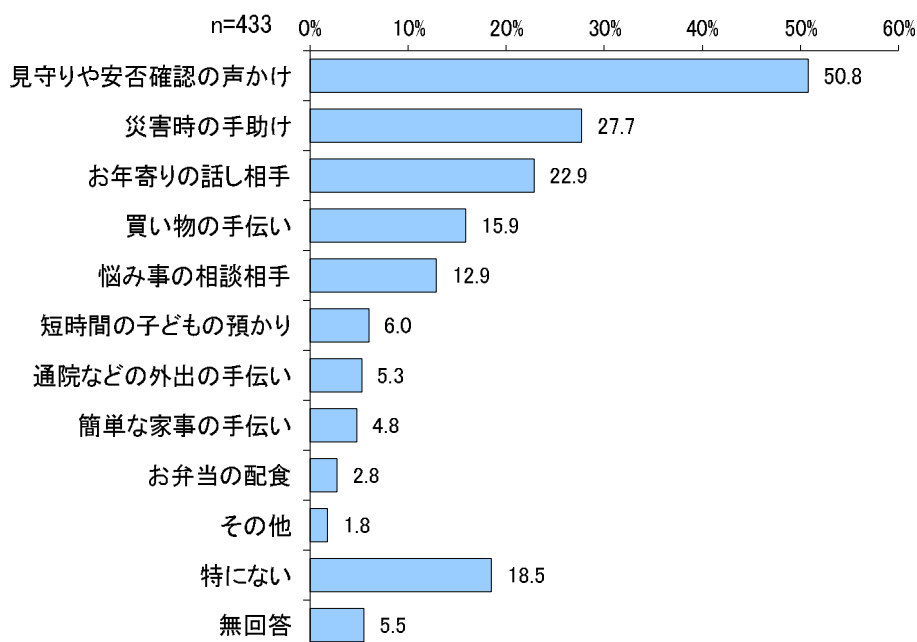


エ. 困っている家庭等に自分ができる手助け

介護や子育て、障がいがある等で困っている家庭に自分ができる手助けとして、「見守りや安否確認の声かけ」と回答した割合が50.8%と最も高く、「災害時の手助け」、「お年寄りの話し相手」が続いています。

また、「特にない」と無回答を除いた7割以上の人が何らかの手助けを回答しています。

図表 介護や子育て、障がいがある等で困っている家庭に自分ができる手助け



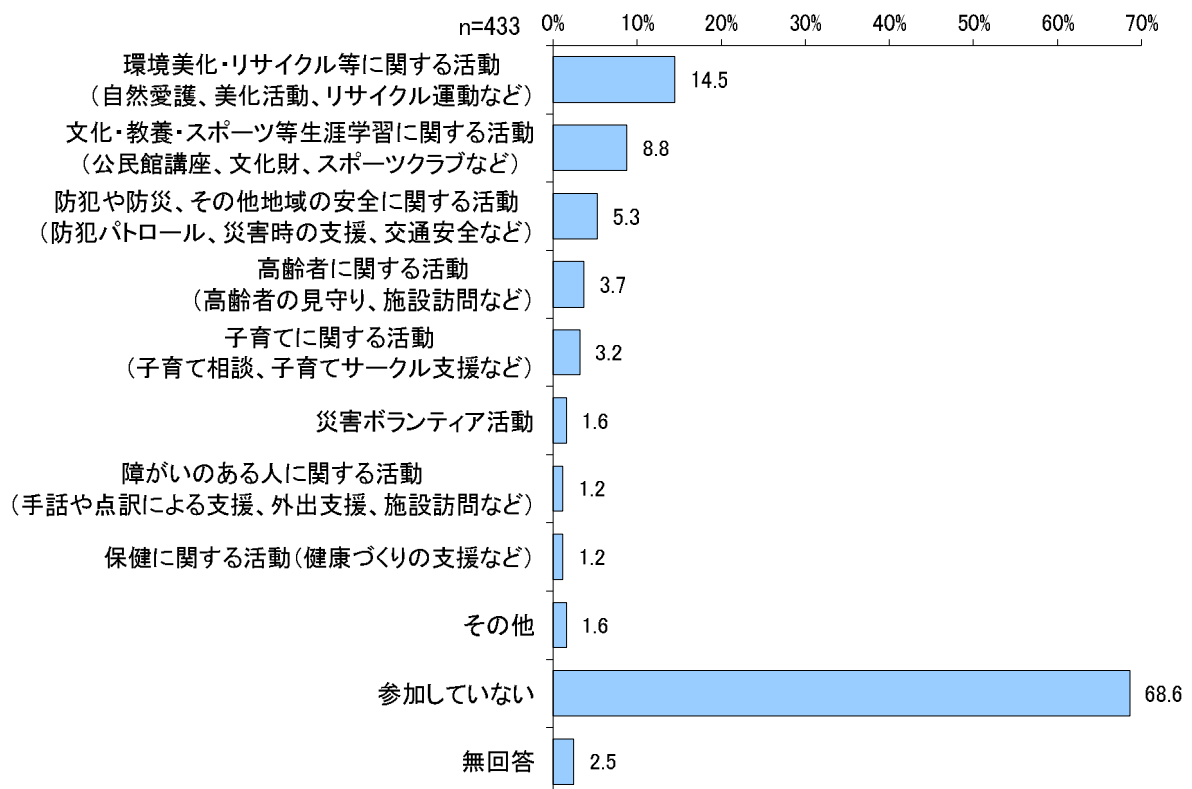
(2) ボランティア活動

ア. 参加しているボランティア活動

日頃、参加しているボランティア活動について、「環境美化・リサイクル等に関する活動（自然愛護、美化活動、リサイクル運動など）」と回答した割合が14.5%と最も高くなっています。

また、「参加していない」と回答した割合が68.6%となっています。

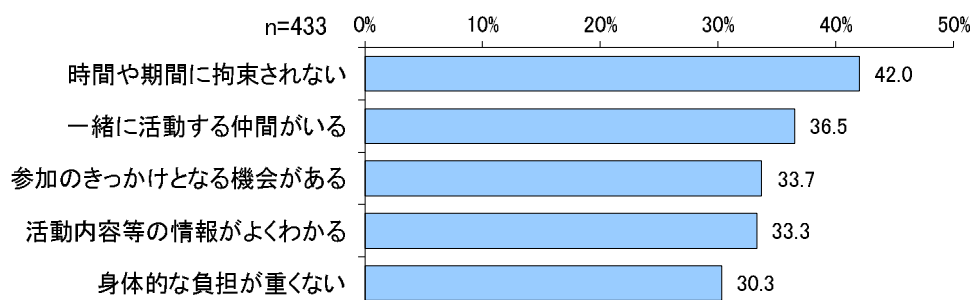
図表 参加しているボランティア活動



イ. ボランティア活動に参加しやすい環境

ボランティア活動に参加しやすい環境として、「時間や期間に拘束されない」と回答した割合が42.0%と最も高く、「一緒に活動する仲間がいる」、「参加のきっかけとなる機会がある」、「活動内容等の情報がよくわかる」、「身体的な負担が重くない」が続いています。

図表 ボランティア活動に参加しやすい環境（上位5項目）

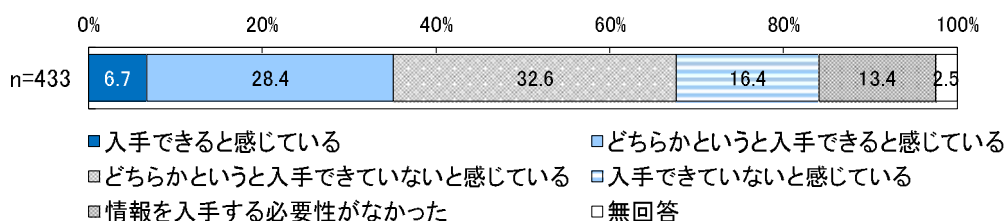


(3) 福祉に関する情報提供や相談体制

ア. 介護、福祉や子育て等に関する情報の入手状況

介護、福祉や子育て等に関する情報を『入手できている』(「入手できている」+「どちらかという入手できている」と回答した割合が35.1%であり、『入手できていないと感している』(「入手できていないと感している」+「どちらかという入手できていないと感している」と回答した割合(49.0%)を下回っています。

図表 介護、福祉や子育て等に関する情報の入手状況

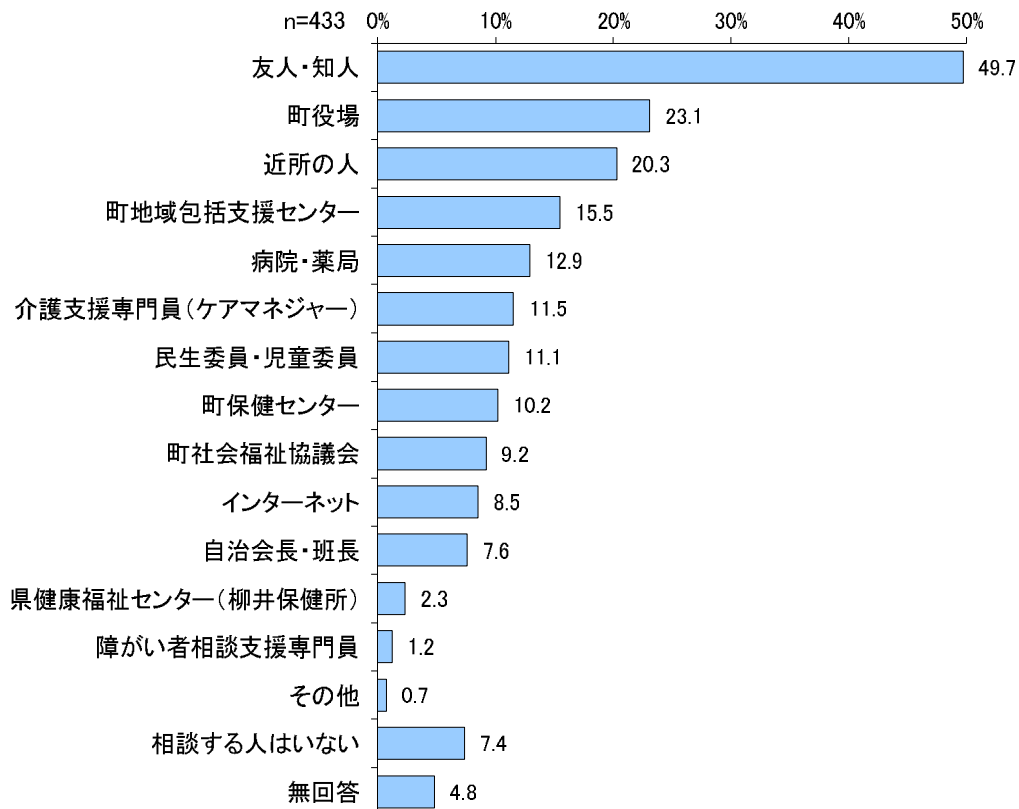


イ. 家族や親戚以外の相談先

家族や親戚以外の相談先について、「友人・知人」と回答した割合が49.7%と最も高く、「町役場」、「近所の人」、「町地域包括支援センター」が続いています。

また、「相談する人はいない」と回答した割合は7.4%となっています。

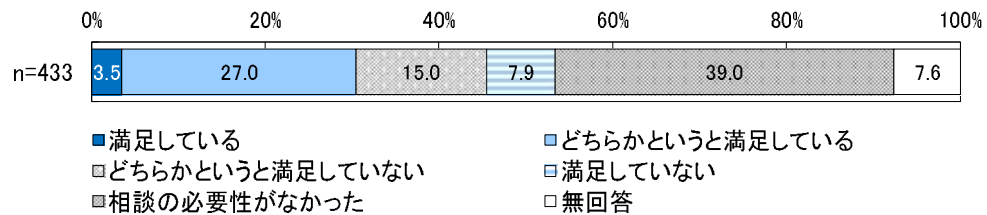
図表 家族や親戚以外の相談先



ウ. 介護、福祉や子育て等に関する相談の満足度

介護、福祉や子育て等に関する相談体制に『満足している』（「満足している」＋「どちらかという満足している」）と回答した割合が30.5%であり、『満足していない』（「満足していない」＋「どちらかという満足していない」）と回答した割合（22.9%）を上回っています。

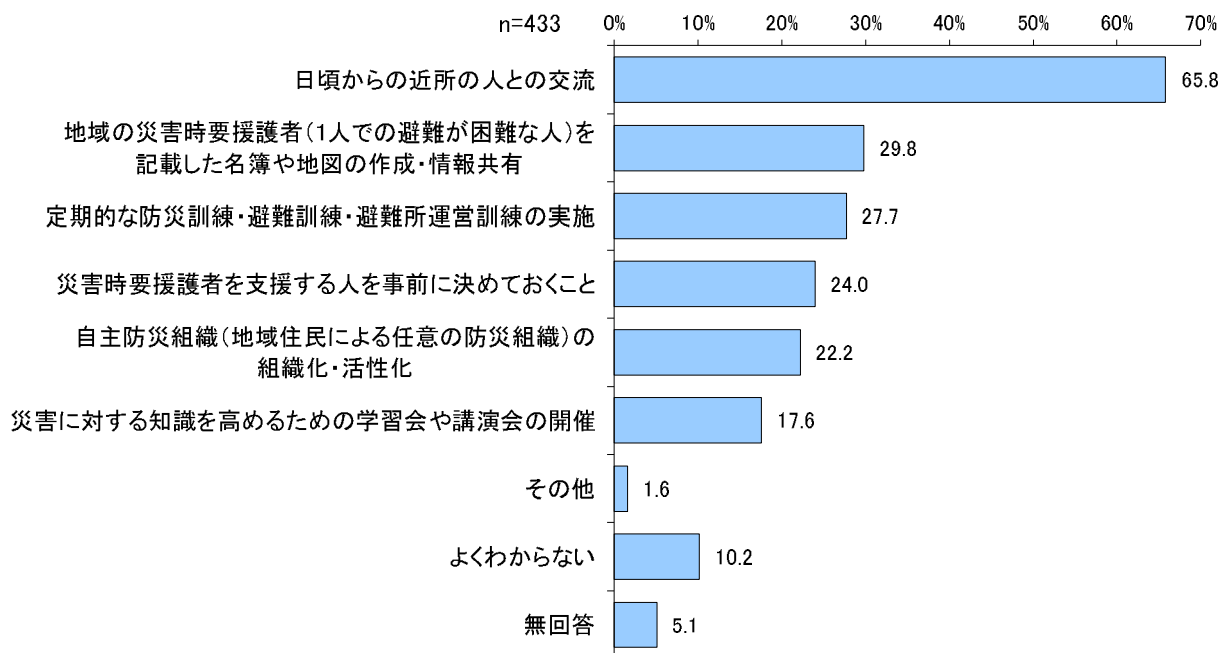
図表 介護、福祉や子育て等に関する相談体制への満足度



（４）災害時の支え合い

災害時における地域の支え合いに必要なこととして、「日頃からの近所の人との交流」と回答した割合が65.8%と最も高く、「地域の災害時要援護者（1人での避難が困難な人）を記載した名簿や地図の作成・情報共有」、「定期的な防災訓練・避難訓練・避難所運営訓練の実施」が続いています。

図表 災害時における地域の支え合いに必要なこと

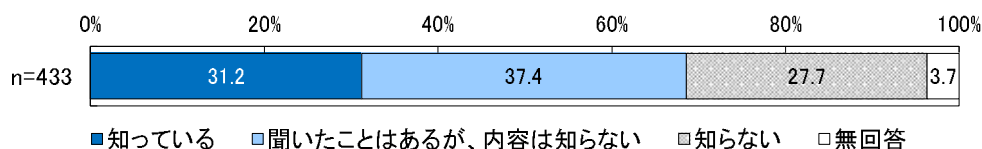


(5) 成年後見制度

ア. 成年後見制度の認知度

成年後見制度について「知っている」と回答した割合が31.2%となっています。

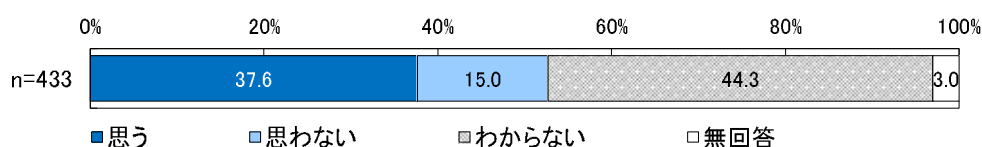
図表 成年後見制度の認知度



イ. 成年後見制度の利用意向

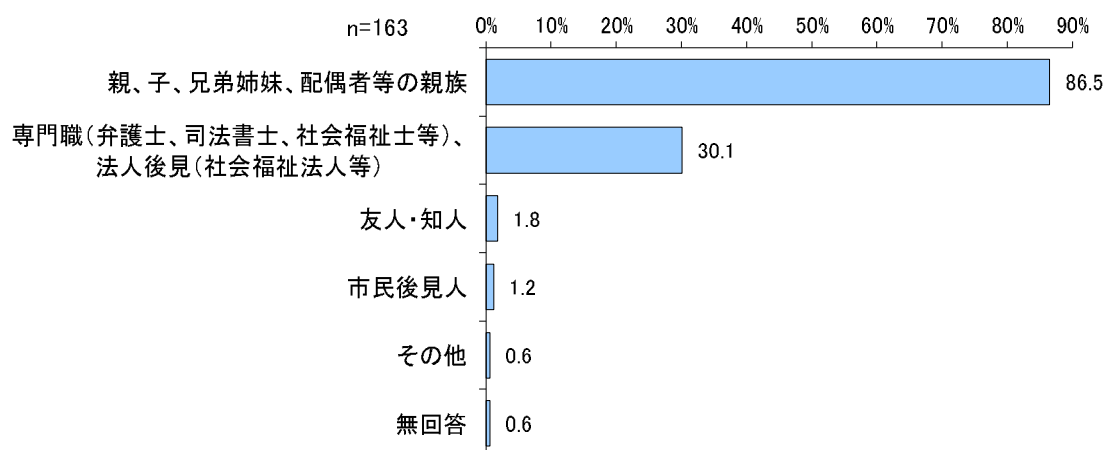
認知症等で判断が十分にできなくなったときに成年後見制度を利用したいと「思う」と回答した割合が37.6%となっています。

図表 成年後見制度の利用意向



後見人を希望する相手について、「親、子、兄弟姉妹、配偶者等の親族」と回答した割合が86.5%、「専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、法人後見（社会福祉法人等）」と回答した割合が30.1%となっています。

図表 後見人を希望する相手

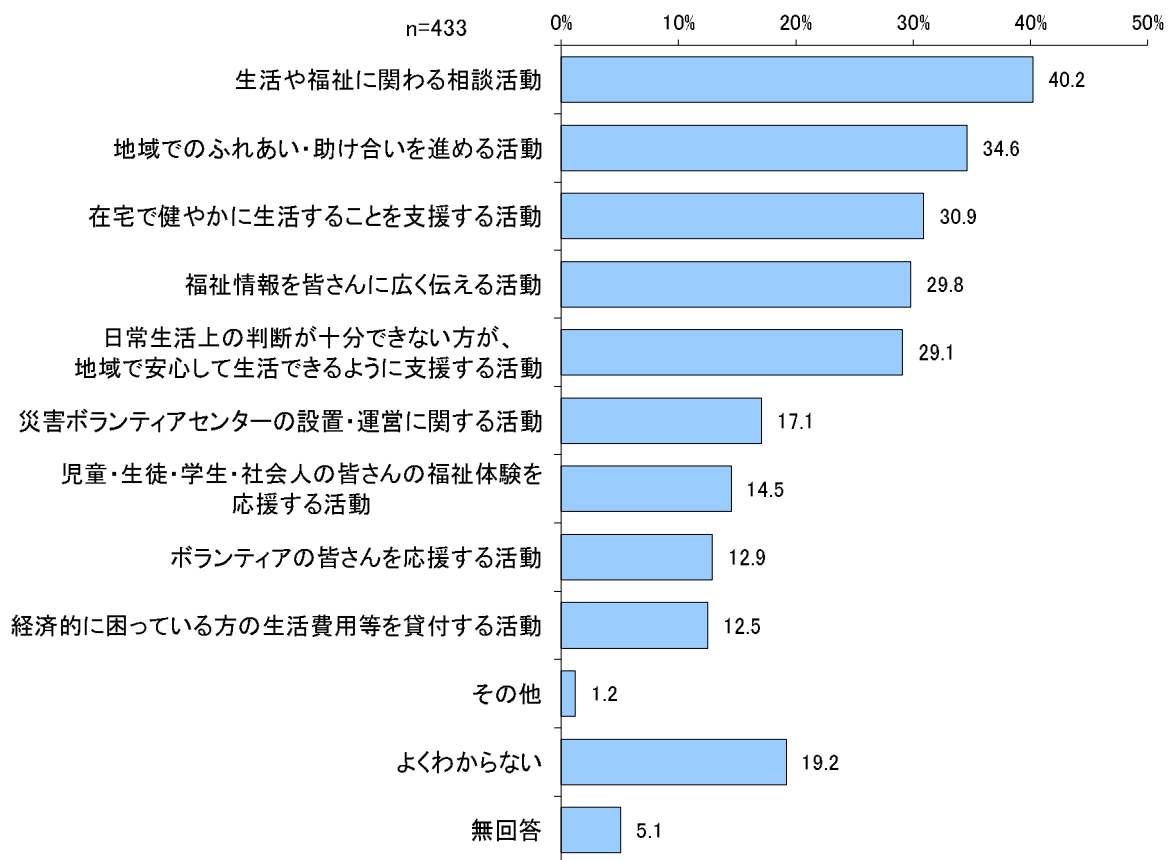


(6) 町社会福祉協議会・町の取組

ア. 町社会福祉協議会の重点を置くべき活動

町社会福祉協議会の重点を置くべき活動について、「生活や福祉に関わる相談活動」と回答した割合が40.2%と最も高く、「地域でのふれあい・助け合いを進める活動」、「在宅で健やかに生活することを支援する活動」、「福祉情報を皆さんに広く伝える活動」、「日常生活上の判断が十分できない方が、地域で安心して生活できるように支援する活動」が続いています。

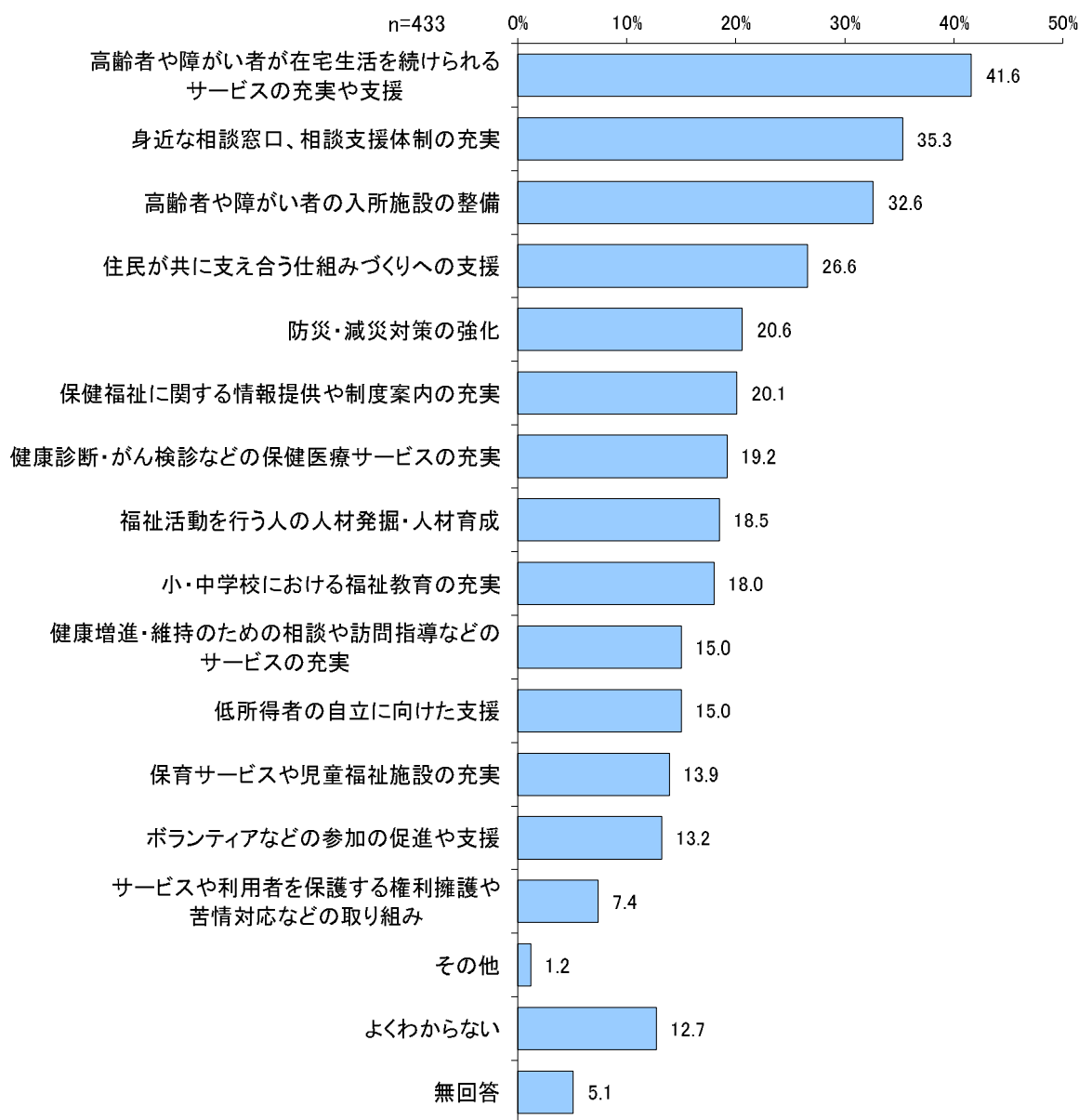
図表 町社会福祉協議会の重点を置くべき活動



イ. 町や町社会福祉協議会の取り組むべき施策

町や町社会福祉協議会の取り組むべき施策として、「高齢者や障がい者が在宅生活を続けられるサービスの充実や支援」と回答した割合が41.6%と最も高く、「身近な相談窓口、相談支援体制の充実」、「高齢者や障がい者の入所施設の整備」が続いています。

図表 町や町社会福祉協議会の取り組むべき施策



5 第2次計画の取組の状況

(1) ふれあいの機会・場の提供

«町の主な取組»

- いきいき百歳体操教室や「たぶせ茶屋」事業等、住民が集う活動の支援を行いました。
- 文化芸術活動、スポーツその他の活動を通じ、障がいのある人とない人の交流を行いました。
- 「ちびっこ広場」、「ちびっこ広場プラス」、「ちびっこまつり」等を開催するなど、親子が集う場の充実を図りました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 高齢者の社会的孤立感の解消、介護予防等を図るため、地域での高齢者の仲間づくり、出会いの場づくりを推進しました。
- 「ふれあい・いきいきサロン」の内容充実や支援を行い、交流の機会の確保を図りました。
- 子ども食堂を立ち上げ、地域におけるふれあいの場づくりを推進しました。

(2) 相談機関の連携と相談活動の充実

«町の主な取組»

- 地域包括支援センターにおいて、住民の様々な相談にきめ細かく対応し、制度の垣根にとらわれない横断的・包括的な支援を行いました。
- 相談支援事業所の連携を図るなど、障がいのある人への相談体制の充実を図りました。
- 妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口「子育て世代包括支援センター（2525(にこにこ)たぶせ)」の充実を図り、関係機関と連携し、妊産婦・乳幼児等の情報把握に努めるとともに適切な支援を行いました。
- 町内すべての0歳から18歳までの子どもとその家庭や、出産・子育てに悩みを抱える妊産婦などを対象に専門的な相談に応じ、切れ目なく継続的に支援を行っていくため、「ゆうなんこども家庭支援センター『ポコ ア ポコ』」を平生町と共同で設置しました。
- 令和4（2022）年から妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行いました。
- 相談内容に応じて、庁内関係課が連携を図り、対応を行いました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 「心配ごと相談事業」として毎週月曜日に相談窓口を開設しました。
- こころの痛みを感じている人に寄り添い、温かな対話を通じて問題解決を目指す「寄り添いこころの相談室」を毎月第2木曜日に開催しました。

（３）情報提供体制の整備

«町の主な取組»

- 町広報紙、ホームページ、メール、LINEなどにより、相談や支援等に関する情報提供を行いました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 社協だより、社協ホームページ、Instagram、LINEや町広報紙を活用し、相談や支援等に関する情報提供を行いました。

（４）見守り体制の強化

«町の主な取組»

- 「高齢者見守りネットワーク」の登録事業者を増やし、見守り体制の充実を図りました。
- 「防犯パトロール隊」に関する地域への周知を図り、見守り体制を強化しました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 民生委員・児童委員と連携を図り、高齢者の生活実態調査を行い、ひとり暮らしや高齢者夫婦等の見守りを行いました。

（５）災害時の支援の強化

«町の主な取組»

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度に基づき、地域の支援者や地域の関係機関と連携して支援体制を整備するとともに、令和3（2021）年の制度改正による個別避難計画作成に向けた取組を開始しました。
- 地域と連携して「地域ぐるみの防災キャンプ」を実施し、防災についての住民の理解促進を図りました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 地域の防災に関する取組について支援を行うとともに、災害ボランティア登録者を増やす取組を行いました。
- 町内の社会福祉法人で構成する地域公益活動推進協議会で、災害要支援者の避難支援を検討しています。
- 民生委員・児童委員と連携し、「緊急医療情報キット」の配布拡大の取組を行い、緊急時に迅速な対応が取れる体制を広げました。

（６）生活困窮者対策

«町の主な取組»

- 町社会福祉協議会、東部社会福祉事務所やハローワークなどと連携を図り、生活困窮者を早期に発見し、支援につなげる取組を行いました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 低所得者の相談対応を行うとともに、資金の貸付事業の実施、支援品等の配布や子ども食堂の運営を行っています。

(7) 権利擁護体制の充実

«町の主な取組»

- 成年後見制度や権利擁護事業の利用促進、普及啓発を行うとともに、関係機関等と連携を図り、権利擁護体制の強化に向けて取り組みました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 高齢や障がい等により、日常生活上の判断が十分にできない場合に、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などを行う権利擁護事業を実施しました。

(8) 人権・男女共同参画に関する意識啓発

«町の主な取組»

- 人権に関する住民の理解を深めるための啓発を推進しました。
- 関係機関と連携を図り、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談や支援体制の充実を図りました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 相談内容に応じて関係機関と連携を図り、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）等の被害を防ぐ取組を行いました。

(9) ボランティア人材の育成

«町の主な取組»

- 町社会福祉協議会と連携を図り、住民のボランティアや地域の支え合い活動についての理解促進を図りました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 町内のボランティア活動に関する情報の収集及び提供の充実を図りました。
- ボランティアに関する研修会や講習会を実施し、ボランティア人材を育成するとともに、スキルの向上を図りました。
- ボランティア祭り等の開催や、社協だよりや地域を通じた啓発により、住民のボランティアへの理解促進を図りました。

6 第3次計画に向けた課題

(1) 地域の支え合い

《課題》

- 人口構造や家族形態の変化、デジタル化の進展等による社会経済状況の変化により、地域の人間関係の希薄化が進んでおり、調査結果においても、近所の人と深い付き合いをしていない人の割合が高くなっています。
- 地域における支え合いを進めていくためには、担い手の確保が重要ですが、人口減少、少子高齢化の進行、住民のライフスタイルの変化等により、担い手の高齢化や人材の不足等の問題が挙がっています。
- 調査の結果では、ボランティア活動に参加している割合が低くなっています。一方で「見守りや安否確認の声かけ」や「話し相手・相談相手」等、自分が隣近所の人に見える手助けを挙げた人の割合は7割を超えています。



《取組の方向性》

- 地域の人が気軽に集うことができる身近な居場所を充実することで、交流のきっかけをつくり、地域の活動に参加しやすい環境を整えることが重要です。
- 性別や年齢にかかわらず、すべての住民の地域活動への参加のきっかけをつくる場や学習機会の充実を図るとともに支え合う体制づくりが重要です。
- すべての年齢層を対象とし、地域福祉の推進や人権に関する理解を深めるための啓発やボランティアの育成を図ることが重要です。

(2) 安心して生活できる環境

《課題》

- 近年、少子高齢化や核家族化、ひとり暮らし世帯の増加、社会経済情勢の変化等により、要介護認定者や認知症の高齢者、近隣に親類や知人がいない子育て世帯、生活困窮者など、支援が必要であったり、生きづらさを抱えたりする住民がおり、調査の結果では、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援において、多くの人が施設整備や、経済的援助、家族へのサポートや相談窓口の充実など必要な支援を挙げています。
- 近年、地震や風水害など各地で大規模な自然災害が多発する中、調査の結果では災害時の支援ニーズが大きくなっています。
- 病院や買い物に行く移動手段がないことや、道路や建築物などの段差により移動が困難であったり、案内が見えなかったりするなど、高齢者や障がいのある人、子育てをする人が日常的な生活を送るうえで困難な状況があります。



「取組の方向性」

- 高齢者、障がいのある人、子どもを含め、地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域の中で自分らしく、幸せに生活を送るためには、必要な福祉サービスや支援を利用できる環境が重要です。
- 困難な状況にある人を早期に把握し、必要な支援につなぐために、地域の見守り体制の強化を図ることが重要です。
- 地域の団体等と連携を図り、災害時に支援が必要な住民を把握し、見守り、助ける体制整備を更に推進することが重要です。
- ユニバーサルデザインの普及啓発を推進することが重要です。

(3) 地域共生社会を実現する体制

「課題」

- 個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化する中で、相談支援における対応においても複合的な課題があるケースが多くなっており、その対応においては、本人や家族の社会的孤立、精神面の不調の問題、教育問題等の福祉領域外の課題等が関係するケースがあります。
- 調査の結果では、家族や親戚、友人以外の相談先について、「相談する人はいない」と回答した割合が7.4%いる結果となっています。
- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人等が、各種手続きや金銭管理等を行うことが困難なことから、必要な支援やサービスの利用につながないケースがあります。
- 調査結果では、成年後見制度について知っている人の割合が低くなっています。



「取組の方向性」

- 支援が必要な人の課題を的確に把握し、必要な支援につなぐため、包括的な支援体制を整備することが重要です。
- 福祉サービスや支援が必要な本人や家族に、その情報が伝わる体制づくりが重要です。
- 成年後見制度の利用を促進するため、制度や相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実を図ることが重要です。
- 町社会福祉協議会の機能の強化を図るとともに、その活動を住民に周知することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

つながり、支え合い、 誰もが笑顔で元気に暮らすまち田布施

地域福祉とは、高齢者や子ども、障がいのある人もない人も、地域で暮らすすべての人が、住み慣れた地域で、自分らしく、笑顔で元気に暮らすことができるよう、住民自らが地域生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことです。

本計画においては、本町の最上位計画である「第6次田布施町総合計画」の将来像である「笑顔と元気あふれる 住みよいまち田布施」を踏まえ、地域の人と人とのつながりを大切にして地域が支え合うことにより、誰もが自分らしく、笑顔で元気に暮らせるまちの実現を目指します。

2 基本目標

基本目標1 支え合う地域づくり

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが、互いを認め合うとともに尊重し合い、人と人とのつながりを大切にするとともに、自分自身が地域の課題を解決するという自覚をもって、主体的に活動に取り組むことが重要です。

住民がふれあい、支え合う意識を育むためにも、「ふれあい」「交流」が必要であり、住民同士が交流を深めたり、活躍できたりする場所や機会づくりを推進します。

また、住民一人ひとりの地域福祉への理解を深め、地域の福祉課題・生活課題を解決するための行動を促すための啓発を行うとともに、学習機会の充実を図ります。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

すべての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、支援を必要とする住民が、必要な福祉サービスを適切に受けることができる体制が必要です。

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者など、各福祉分野のサービスの充実を図るとともに、地域の見守り体制の強化を図ります。

さらに、住民が安心して生活できるよう、災害時避難行動要支援者の個別避難計画の整備を進め、地域の防災体制等の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリーの推進により、誰もが暮らしやすく活動しやすい、人にやさしいまちづくりを推進します。

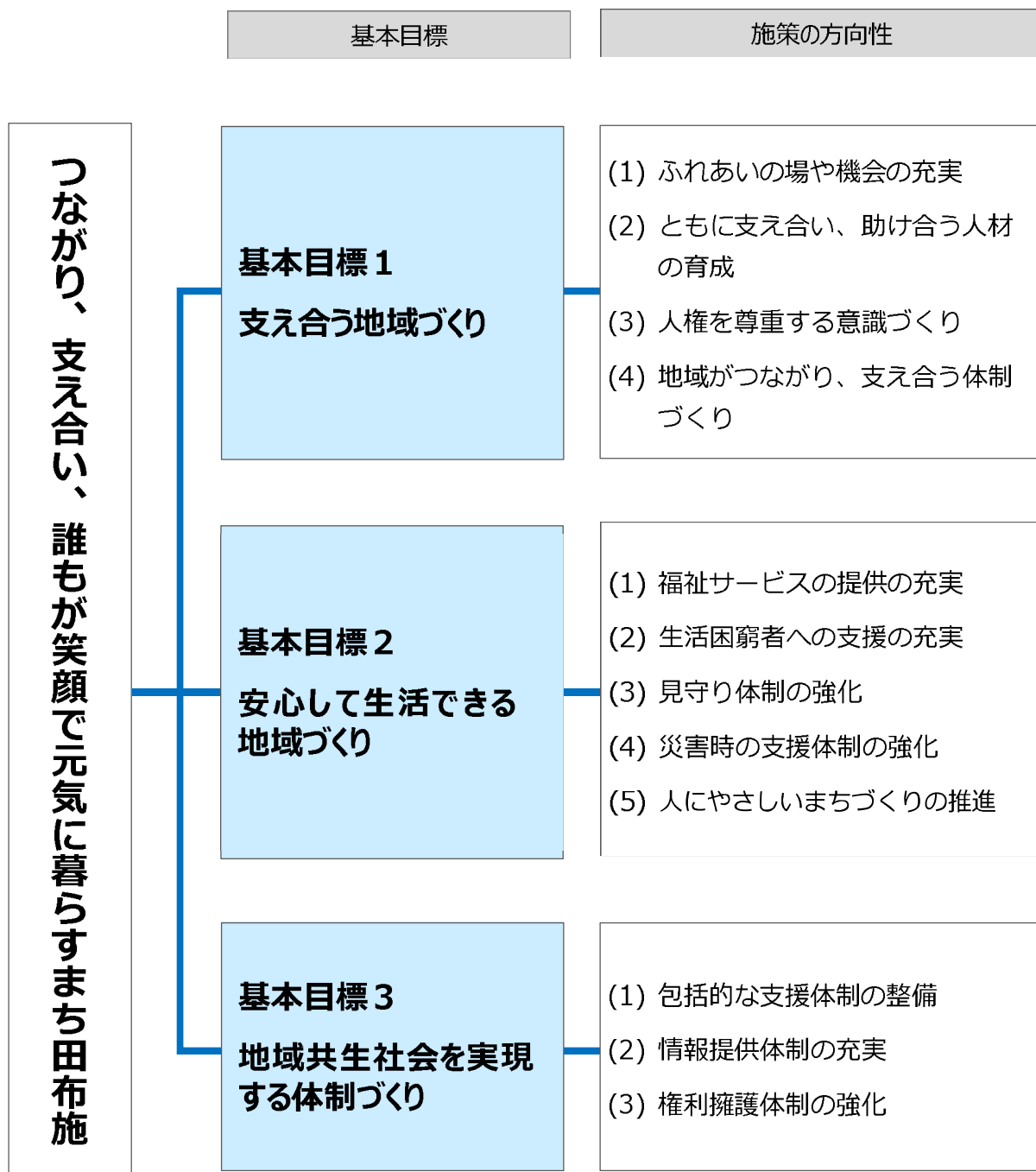
基本目標3 地域共生社会を実現する体制づくり

近年、社会的な孤立や制度の狭間など、サービスにつながらない課題や、高齢、障がい、子育て、生活困窮等の複合的な課題など、地域の生活課題は複合化・複雑化しているケースがあります。そのような課題に対応するため、庁内の関係部署が連携を図るとともに、地域の関係機関・団体等も含め、包括的な支援体制を整備することが重要です。

複合化・複雑化した地域生活課題に対応するため、包括的な支援体制づくりを推進するとともに、必要な福祉サービスが適切に提供されるよう、福祉サービスを必要とする住民の把握、権利擁護、情報提供の体制の充実強化を図ります。

3 計画の体系

住民、地域、町、町社会福祉協議会が一体となって「つながり、支え合い、誰もが笑顔で元気に暮らすまち」の実現を目指し、下記の体系に沿って地域福祉を推進します。



第4章 地域福祉を推進するための取組

基本目標 1 支え合う地域づくり

(1) ふれあいの場や機会の充実

地域の人が気軽にふれあうことができる身近な居場所や機会の充実とともに、集いの場に参加するきっかけづくりや、参加しやすい環境づくりを推進します。

《住民の役割》

- 日頃から地域の人と挨拶や声かけ等を行います。
- 地域の活動に積極的に参加します。
- 地域の行事や集いの場に、近所の人をさそい、より多くの人が参加できるよう努めます。ふれあうことで、日頃から良好な関係を築きます。

《地域の役割》

- 団体、事業者の活動として住民が交流する機会をつくります。
- 行事や活動に、住民が参加しやすい工夫をします。

《町の主な取組》

交流の場づくりの推進	高齢者、障がいのある人、子育て家庭等、地域の誰もが気軽に参加できる身近な集いの場づくりを推進します。
地域団体等が実施する交流・場づくりへの支援	地域団体等が開催する交流の場づくりの活動を支援するとともに、住民への活動等の情報提供を行います。

《町社会福祉協議会の取組》

ふれあい活動の推進	● 高齢者等、誰もが参加しやすい「ふれあい・いきいきサロン」の開設や内容の充実を支援し、交流の機会の拡充を図ります。 ● 「ふれあい・いきいきサロン」の増設や担い手を育成するための研修会を開催するとともに、より多くの方の参加に向け、啓発を行います。 ● 地域団体等が実施する「こども食堂」など、地域の居場所づくりを推進し、地域における交流の機会を拡充します。
-----------	---

(2) ともに支え合い、助け合う人材の育成

住民の地域活動への参加に向けた取組や学習機会の充実を図るとともに、参加しやすい環境を整備します。

また、地域福祉に関する理解を深めるための啓発を推進します。

《住民の役割》

- 地域福祉に関して理解を深め、自身が福祉活動の担い手であるという意識を持ちます。
- 地域の活動やボランティア活動に関心を持ち、研修や活動に積極的に参加します。

《地域の役割》

- 住民が、活動に参加しやすい体制づくりを進めます。
- 住民に、活動の情報をわかりやすく伝えます。

《町の主な取組》

地域福祉に関する啓発の推進	町広報紙、ホームページ、メール、LINE 等を活用し、地域福祉に関する活動等の情報を発信します。
地域活動における男女共同参画の拡大	自治会長や消防団員・自主防災組織への女性登用など、男女分け隔てなく地域の一員として主体的に地域活動への参画ができるよう支援します。
地域福祉活動に関する人材の育成	町社会福祉協議会と連携し、生活支援体制整備事業の充実・拡大を図り、住民の地域活動への積極的な参加の働きかけを行うことにより、今後の地域を担う人材の掘り起こし、育成に努めます。

《町社会福祉協議会の取組》

ボランティアの育成	● 研修会や講習会を実施し、幅広い分野でのボランティアを育成するとともに、資質の向上を図ります。 ● ボランティア連絡協議会と連携して、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。 ● 住民のボランティア活動への関心を深めたり、参加のきっかけとするため、社協だよりによる啓発を行うとともに、社協まつり等の機会を活用して活動の周知を行います。 ● 住民の支え合いの精神を基調とした有償による在宅福祉サービスである「あいサービス事業」の有償ボランティアの人数や地域の拡充を図ります。
-----------	---

(3) 人権を尊重する意識づくり

一人ひとりが人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が生活の一部として定着した地域づくりに向けて啓発を推進するとともに、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）を未然に防ぐための見守りや相談体制の充実を図ります。

《住民の役割》

- 人権について正しく理解し、すべての人の人権を尊重します。
- 虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の被害にあっている人を見かけたり、その疑いがあると感じた場合は、適切な機関に相談します。

《地域の役割》

- 地域活動において、すべての人の人権を尊重します。
- 虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の被害にあっている人を見かけたり、その疑いがあると感じた場合は、適切な機関に相談するとともに、必要な支援に協力します。

《町の主な取組》

人権に関する啓発の推進	人権侵害や差別をなくすための啓発、教育を推進します。
虐待やDVに関する相談体制の充実	虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)に関する相談体制の充実を図るとともに、住民への周知、相談しやすい環境づくりを推進します。また、家庭内で虐待を行った擁護者または保護者が抱えている問題にも着目し、必要な支援に結びつけます。
地域の関係機関の連携強化	虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)の防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携体制を強化します。

《町社会福祉協議会の取組》

虐待やDVに関する関係団体・機関との連携強化	民生委員・児童委員等、地域の関係団体・機関と連携を図り、虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)の防止、早期発見、早期対応を図ります。
------------------------	---

（４）地域がつながり、支え合う体制づくり

住民、地域団体、事業者、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、町等、すべての地域の構成員がそれぞれの役割や専門性、強みを活かして地域福祉を推進するため、連携強化を図ります。

「住民の役割」

- 自身が福祉活動の担い手であるという意識をもち、できることから取り組みます。

「地域の役割」

- 地域の団体同士や関係機関との連携を強化し、活動を行います。

「町の主な取組」

地域の関係機関・団体の連携の促進	地域団体、ボランティア団体、NPO 団体、事業者、民生委員・児童委員等と地域の関係機関の連携を促進します。
地域の活動を促進する情報の収集及び提供	民生委員・児童委員や地域の団体、ボランティア団体等の活動にかかる情報を町民に広く周知、啓発します。
生活支援コーディネーターの配置	生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合い活動を支援します。
町社会福祉協議会の基盤の整備強化	町社会福祉協議会の運営費の助成や業務連携を充実し、行政との協働による地域福祉を推進します。

「町社会福祉協議会の取組」

地域の関係機関・団体との連携強化	● 町と連携して、生活支援体制整備事業の充実・拡大を図ります。 ● 地域団体やボランティア団体等の連携を支援します。 ● 地域団体、ボランティア団体、NPO 団体、事業者、民生委員・児童委員、関係機関と連携を図り、活動を推進します。
社会福祉を目的とする事業の推進	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進など、地域における社会福祉を目的とする多様なサービスを提供し、公的サービスとの協働を促進します。

基本目標 2 安心して生活できる地域づくり

(1) 福祉サービスの提供の充実

高齢者、障がいのある人、子どもを含め、地域に暮らすすべての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生活を送るため、必要な福祉サービスや支援を利用できる体制の充実を図ります。

《住民の役割》

- 町の広報紙やホームページ等から必要な情報を収集します。

《地域の役割》

- 地域で生活支援サービスを提供する仕組みをつくります。

《町の主な取組》

高齢者福祉サービスの充実	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスや福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
障がい者福祉サービスの充実	障がいのある人が、自らの選択によって必要な福祉サービスを受けることができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。
子育て支援サービスの充実	子どもが健やかに成長し、地域で幸せに暮らすことができるよう、子どもの成長や子育てを支援するサービスの充実を図ります。
移動手段の充実	乗降場所が決まっている買い物送迎サービスから町内どこでも乗降可能になる予約型定額乗合タクシー「のりーね」に変更し、移動手段の充実を図ります。
情報提供の充実	町広報紙、ホームページ等を活用し、福祉サービスや福祉制度の周知を図ります。

《町社会福祉協議会の取組》

福祉サービスの提供	● 配食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、訪問理美容サービス、あいサービス事業等、高齢者の在宅での生活を支援するサービスを提供します。 ● 地域団体等が実施する「こども食堂」など、子育てを支援する取組を拡充します。
-----------	---

(2) 生活困窮者への支援の充実

地域の関係機関や専門家等と幅広く連携し、相談体制を強化することにより、困窮状態にある人を早期に発見し、速やかに必要な支援につなげる体制の充実を図ります。

《住民の役割》

- 日常生活で困ったことがある場合は、町や町社会福祉協議会等の適切な相談窓口
に相談します。
- 周囲で経済的に生活が困難になった人がいた場合、相談窓口につなぎます。

《地域の役割》

- 地域で経済的に生活が困難になった人がいた場合、町や町社会福祉協議会等の適
切な相談窓口につなぎます。
- 生活困窮者の住居や就労の場の創出に努めます。

《町の主な取組》

生活困窮者自立支援制度 の推進	制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人 等も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うこと により生活困窮状態からの早期自立を図るため、県の社会福 祉事務所や町社会福祉協議会など関係機関と連携し、生活困 窮者自立支援制度の活用につながるよう、包括的な支援を行 います。
罪を犯した人の社会復帰 支援の推進	高齢者や障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必 要とする罪を犯した人に対し、保護司や関係機関等と連携し、 必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困 窮への支援等を適切に提供します。

《町社会福祉協議会の取組》

生活困窮者への支援の充 実	● 県や町及び関係機関との連携を図り、生活困窮者の自立 等を支援するための相談体制の充実を図ります。 ● 生活困窮者に対して必要な資金の貸付を行います。 ● 地域団体等が実施する「こども食堂」の支援やフードバンク との連携など、食の支援が必要な人に対し適切な支援を行 います。
------------------	--

(3) 見守り体制の強化

困難な状況にある人を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域の見守り体制の強化を図ります。

《住民の役割》

- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、地域で支援が必要な人への声かけや見守りを行います。
- 地域の見守りネットワークの活動に関心を持ち、参加します。

《地域の役割》

- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、地域で支援が必要な住民を把握し、声かけや見守りを行います。

《町の主な取組》

見守りネットワークの強化	徘徊の心配等があり事前に登録している人の見守りを行う「高齢者見守りネットワーク」体制の強化を図ります。
緊急通報装置設置運営事業の実施	高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯などに緊急通報装置を設置することにより、緊急事態発生時における対処を支援するとともに、緊急事態に対する不安の解消、日常生活の安全確保、生活サポート等に関する各種相談サービスを推進します。
生きることの包括的な支援を推進するための地域におけるネットワークの強化	「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現を目指し、地域におけるネットワークの強化などの自殺対策を推進します。
防犯パトロールの強化	「防犯パトロール」について住民に周知を行うとともに参加者を増やし、見守り体制を強化します。
消費者保護の強化	消費生活に関する情報提供を進め、町民からの相談や苦情に適切に対応し、自立かつ合理的な消費行動がとれるよう支援します。

《町社会福祉協議会の取組》

地域の見守り活動の促進	民生委員・児童委員などと連携を図り、福祉の輪づくり運動による地域の見守り体制や活動を促進します。
-------------	--

（４）災害時の支援体制の強化

地域の団体等と連携を図り、災害時に支援が必要な住民を把握し、見守り、助け合う体制を整備します。

「住民の役割」

- 地域の防災訓練への参加や各種防災マップの確認等により、災害発生時への準備を行います。
- 災害時の避難に支援が必要な場合は、「避難行動要支援者」に登録します。
- 避難行動に支援が必要な人を事前に把握し、災害時の避難の方法の検討や日常的な見守りを行います。

「地域の役割」

- 活動を通じて、災害時にひとりで避難できない人を把握します。
- 災害時に、地域の人々の安否確認や避難の手助けを行います。
- 地域で、防災訓練や避難訓練を行います。

「町の主な取組」

緊急時における支援体制の整備	避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度について住民に周知を図るとともに、地域の支援者や地域の関係機関と連携して支援体制を整備します。また、個別避難計画作成に向けた取組を推進します。
自主防災組織の育成	研修や情報提供により、自主防災組織の体制強化のための支援を行います。
防災に関する啓発の推進	防災に関する啓発行事を開催し、防災についての理解促進を図ります。
防災活動における女性の参画の推進	災害時のニーズの違いに対応するため男女ともに防災活動に参加できるよう、積極的な女性の参画に努め支援します。

「町社会福祉協議会の取組」

災害時におけるボランティア活動の推進	● 町内の災害ボランティアの育成支援を行います。 ● 災害時に町が設置する「災害ボランティアセンター」の適切な運営のため、平時から準備を行います。 ● 「救急医療情報キット」を配布し、緊急時の迅速な対応体制を推進します。
--------------------	--

(5) 人にやさしいまちづくりの推進

ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する啓発を推進するとともに、道路や施設の整備にあたって誰もが利用しやすいように努めます。

《住民の役割》

- 障がいの特性や高齢者の特徴を理解し、支え合うことで心のバリアをなくします。
- ユニバーサルデザインに対する理解を深めます。
- 「あいサポーター」になり、障がいのある人への支援の輪を広げます。

《地域の役割》

- 地域における心のバリアフリーを推進するとともに、福祉施設のバリアフリー化を推進します。
- 活動の中で、ユニバーサルデザインに対応した製品の導入を促進します。

《町の主な取組》

ユニバーサルデザインの普及啓発	ユニバーサルデザインの考え方について啓発を行うとともに、ユニバーサルデザイン製品の普及促進を図ります。
バリアフリーの促進	道路、公園等の公共施設の整備にあたり、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設や障がい者等が利用しやすいトイレの設置等を積極的に推進します。
「あいサポート運動」に関する普及啓発	「あいサポーター」の養成、「サポートマーク」の普及、「あいサポート運動」の啓発を行います。

《町社会福祉協議会の取組》

ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する普及啓発	● 地域や学校で、障がい者や高齢者の移動や生活の困難さを疑似体験するなどの研修や講習を行い、住民のユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性の理解を促進します。 ● 福祉車両や車いす等の貸し出しを行い、移動支援や生活環境の整備を図ります。
---------------------------	---

基本目標3 地域共生社会を実現する体制づくり

(1) 包括的な支援体制の整備

支援が必要な人の様々な課題を的確に把握し、必要な支援につなぐため、総合的な相談体制を整備するとともに、複合的な課題に対応するため、各分野の関係機関・団体等の連携体制の強化を図ります。

《住民の役割》

- ひとりで悩まず、身近な人に相談します。
- 地域の問題に気付いたらひとりで抱え込まず、身近な人や地域の関係機関に相談します。

《地域の役割》

- 地域で悩んでいる人や困っている人を把握し、地域の相談機関につなぎます。
- 地域活動の中で、気軽に相談できる関係性や機会をつくります。

《町の主な取組》

相談支援の推進	庁内の関係課が連携し、本人、世帯の属性にかかわらず、介護、障がい、子育て、生活困窮等の相談支援を一体的に受け止める相談支援体制を整備します。
必要な支援を行うための多機関協働事業の推進	介護、障がい、子育て、生活困窮、虐待、ヤングケアラー等の生活課題等について、関係機関や団体等との連携を強化し、実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐなど、包括的な相談支援体制の充実を図ります。また、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、対応の調整を行う体制づくりを推進します。
アウトリーチ等を通じた継続支援の推進	社会や人とのかかわりが困難な人など、必要な支援が届いていない人を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりを推進します。

《町社会福祉協議会の取組》

総合相談支援体制の充実強化	既存の相談支援機関の連携強化や相談員の資質向上等、総合相談支援体制の充実強化を図ります。
---------------	--

(2) 情報提供体制の充実

福祉サービスや支援が必要な本人や家族に、サービスの情報が伝わる体制の充実を図ります。

《住民の役割》

- 町広報紙やホームページ、LINE等から必要な情報を入手します。
- 家族や地域の人に、自分が知っている福祉サービスに関する情報を伝えます。

《地域の役割》

- 団体の活動の情報を住民に提供します。
- 福祉サービスや地域の見守り活動、支援の情報を住民に提供します。

《町の主な取組》

情報提供体制の充実	町広報紙、ホームページ、パンフレット等の各種広報媒体を活用し、福祉サービスや福祉制度の紹介を行い、周知を図るとともに、SNS等を活用した情報提供に取り組みます。
関係機関・団体と連携を図った情報提供体制の構築	自治会、ボランティア団体、事業者、民生委員・児童委員等と連携を図り、情報提供体制の充実を図ります。
情報提供における高齢者や障がいのある人等への配慮	高齢者及び障がいのある人等に情報が届くよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき提供方法について配慮します。

《町社会福祉協議会の取組》

情報提供体制の充実	● 社協だよりやホームページ等を活用し、幅広い世代に福祉に関する情報を提供します。 ● 地域で見守りを行う民生委員・児童委員や地域の関係団体等と連携し、福祉に関する情報を提供します。
-----------	---

（３）権利擁護体制の強化

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人の権利を擁護するため、地域連携ネットワークを構築します。また、成年後見制度の利用を促進するため、制度や相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実を図ります。

「住民の役割」

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）等の権利擁護に関する理解を深めます。
- 地域で判断能力の低下に伴う支援が必要な人がいたら、地域の相談窓口につながります。

「地域の役割」

- 認知症高齢者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期に発見し、支援につながります。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）等の権利擁護に関する理解を深め、住民に情報提供を行います。

「町の主な取組」

地域連携ネットワークの構築	地域連携ネットワークを構築し、権利擁護に関する関係機関や専門家が認識や方向性を共有し、本町の実情にあった体制を整備します。
成年後見制度の利用促進と支援体制の充実	成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用を促進するため、制度の普及啓発を図るとともに、支援体制の充実を図ります。

「町社会福祉協議会の取組」

権利擁護事業の普及啓発	● 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度に関する普及啓発を図ります。 ● 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を行う専門員や生活支援員の資質の向上に努めます。
-------------	---

第5章 田布施町成年後見制度 利用促進基本計画

1 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置づけます。

2 成年後見制度について

認知症や知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

法定後見制度	法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所により、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が利用できます。
任意後見制度	任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。 任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。 本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。

3 計画の基本理念

つながり、支え合い、誰もが笑顔で元気に暮らすまち
田布施

第3次田布施町地域福祉計画の基本理念を本計画の基本理念とし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護支援等により、住民の権利が守られるまちを目指します。

4 権利擁護の状況

- 家庭裁判所の集計による成年後見制度の本町の利用者数は62人、人口の0.4%となっています。

図表 家庭裁判所における成年後見制度利用者数

単位：人

成年後見						人口 (R6.6.30)	対人口 (%)
法定後見				任意後見	合計		
後見	保佐	補助	合計				
60	1	1	62	0	62	14,175	0.4

※審判開始時に田布施町に住所を有する人数（令和6年6月27日現在の数値） 資料：家庭裁判所調べ

- 高齢者に関する町長申立ては令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までありません。
- 障がい者に関する町長申立ては令和元（2019）年度から令和5（2023）年度まで6件となっています。

図表 町長申立て件数の推移

単位：件

		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
申立件数	高齢者	0	0	0	0	0
	障がい者	3	1	0	1	1

資料：町民福祉課及び健康保険課調べ

- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の支援回数は、増加しています。

図表 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用状況の推移

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
契約者数（3月末） （人）	14	13	17	18	20
新規契約者数（人）	4	3	5	1	2
契約終了者数（人）	1	4	1	0	0
延支援回数（回）	316	354	309	351	428

資料：町社会福祉協議会調べ

- 成年後見制度利用支援事業は、障がい者において令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて4件の利用がありました。

図表 成年後見制度利用支援事業利用件数の推移

単位：件

		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
利用 件数	高齢者	0	0	0	0	0
	障がい者	3	1	0	0	0

資料：町民福祉課及び健康保険課調べ

- 成年後見制度利用にかかる報酬助成は、令和6（2024）年12月末時点において利用実績がありません。

5 計画の取組

権利擁護、成年後見制度の周知・啓発の推進	保健・医療・福祉・介護・金融機関等、幅広い関係者に意思決定支援の考え方や権利擁護、成年後見制度について、継続的な周知・普及啓発を行います。また、住民を対象とした講演会や地域サロン等において、権利擁護支援や成年後見制度が必要な人が早期から相談が行えるよう、制度や相談窓口の周知を図ります。
相談機能・成年後見人等支援の推進	地域包括支援センターや各種専門職団体等と連携し、権利擁護が必要な人を成年後見制度の利用やその他の必要な支援につなげる等、包括的な支援体制の機能強化を図ります。 また、成年後見制度の利用を開始した後においても成年後見人等からの相談に応じ、活動を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な状況であり、身寄りがない等の理由によって申立てを行うことが困難な場合等、特に必要がある場合に成年後見制度の町長申立てを行います。 また、成年後見制度の利用を支援するため、一定の要件のもとで、家庭裁判所への申立て費用や後見人等に支払う報酬について助成を行います。
地域連携ネットワークの構築	権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応のできる体制の整備、意思決定支援の身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援が行えるよう、地域連携ネットワークを構築するとともに、地域の権利擁護支援の機能を果たすよう、相談機能、広報機能を中心に取組を推進します。
中核機関の整備	地域連携ネットワークの中核となる機関であり、地域連携ネットワークが地域の権利擁護の機能を果たすように主導する中核機関を整備します。今後、中核機関を中心に町社会福祉協議会や関係機関等と協議し、連携した支援体制を構築します。

第6章 計画の推進体制と評価

1 計画の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、介護、子育て、男女共同参画、人権、教育など幅広い領域を含んでいます。そのため、計画の理念を実現するためには、町と町社会福祉協議会をはじめとし、住民、福祉関係団体、事業者、地域の関係機関・団体等、様々な主体と連携を強化し、計画を推進します。

また、個人、家族を含めた地域社会全体でともに支え合い、ともに助け合うという考え方の普及を図ることが重要であるため、広報活動等を通じ、広く住民参画を働きかけるとともに、町と町社会福祉協議会が連携を強化し、地域共生社会の実現に向けた推進体制を確立します。

2 計画の評価

計画の推進にあたり、各分野の事業の実施状況や計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行い、柔軟に運用します。

参考資料

社会福祉法（令和2年法律第52号による改正）抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 (略)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）抜粋

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 （略）

第3次田布施町地域福祉計画

〔
田布施町地域福祉計画
田布施町地域福祉活動計画
田布施町成年後見制度利用促進基本計画〕

発行年月 令和7（2025）年3月

発行 田布施町
社会福祉法人田布施町社会福祉協議会

編集 田布施町 町民福祉課
〒742-1592 熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
Tel 0820-52-5810 Fax 0820-52-5967

社会福祉法人田布施町社会福祉協議会
〒742-1517 熊毛郡田布施町中央南16番1
Tel 0820-53-1103 Fax 0820-53-1105

